

「埼玉県内企業DX推進人材育成講座補助金」募集要領

1 補助対象者

補助対象者は、企業などの法人又は個人事業主とし、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) DX人材育成の実績があること。
- (2) 代表者、または法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている者も対象外とする。
- (3) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (4) 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

2 対象事業

補助の対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。ただし、公益財団法人埼玉県産業振興公社理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 講座開催費の補助を受ける場合（講座開催費補助コース）

埼玉県内の中小企業・小規模事業者の経営者やリーダー、企画・立案・推進等のDXの実現に向けて主導する人材（以下「経営者等」という。）を対象にDXへの取組を推進させるための「付加価値」を追加した講座を開催すること。「付加価値」とは、講師が一方的に講演する通常のセミナープログラム以外に、人材育成に効果があると想定される新たなプログラムをいう。例えば、講座受講前の経営課題の明確化といった事業診断や専門家等派遣による個社フォロー、ワークショップの充実、先進事例調査などを指す。

(2) 受講費補助のみを受ける場合（受講費補助コース）

経営者等を対象にDXへの取組を推進させるための講座を開催すること。

(3) 事業者は講座開催費と受講費の両方の補助または受講費のみの補助を受けることができる。補助金交付の採択に当たっては補助金交付申請書に記載された提案内容に基づいて決定する。なお、採択に際しては、講座開催費と受講費の両方の補助を申請する事業者を優先する。

(4) 講座は補助事業期間内に、補助事業者が用意する会場またはオンライン形式で行うこと。

(5) DX推進に必要なカリキュラムは定員を原則として25名程度以下とし、マインド形成や組織マネジメント、リーダーシップ、判断に要する基本スキルの取得等を含むものとする。

3 講座開催費の補助対象経費

補助対象経費は、講座内容の充実につながる付加価値に要した経費で、別表に定めるとおりとする。

また、以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とする。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
- ③ 交付決定日以降の契約・発注により発生し、令和5年1月31日までに支払が完了している経費

4 補助率等

(1) 講座開催費

各講座の補助率は補助対象経費の2分の1とし、各講座の補助上限額は30万円とする。なお、複数講座を開催する場合、各講座に適用する。

ただし、県内企業の受講者が原則として5名未満の場合には補助金を支給しないものとする。

(2) 受講費

受講費の補助率は各講座の受講者一人当たりの受講費の2分の1とし、補助上限額は10万円とする。なお、複数講座の場合、各講座に適用する。

5 据付条件等

受講費補助は講座に参加した経営者等に対しての割引額を経費として補助対象事業者に補助することから、補助対象事業者は正規の受講料から補助金相当分を割り引いた受講料で募集を行うものとする。

また、講座受講者の募集は補助対象事業者が行うものとし、毎回の講座後にアンケートを実施し、実施後1か月以内に書面にて集計結果の報告しなければならない。

6 必要書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第1号別紙）
- (2) 誓約書（様式第1号の2）
- (3) 会社案内
- (4) 事業の積算根拠となっている書類（見積書等）【受講費のみの補助の場合は該当しない】
- (5) 他の補助金を受けている場合や現在申請中の他の補助金がある場合は、その補助金名、補助事業の概要を記載した書類
- (6) 企画提案書（任意提出）。実施スケジュール・カリキュラム・実施体制等を具体的に記載する。DX推進に必要なカリキュラムはマインド形成や組織マネジメント、リーダーシップ、判断に要する基本スキルの取得等を含むものとする。（様式自由）

7 受付期間

令和4年6月3日（金）～7月1日（金） 17時必着

8 申請方法

受付期間内に必要書類を公益財団法人埼玉県産業振興公社デジタル・技術支援グループにメール（ファイル形式はPDF形式とし、ZIPファイルにまとめること）する。なお、容量が大きくメールで送信できない場合には事前に相談すること。

提出先メールアドレス：iot@saitama-j.or.jp

なお、応募書類提出後に下記「応募・問合せ先」に電話すること。

応募・問合せ先：048-621-7051（担当：黒田、岸）

9 審査

書面審査を行い、別表の審査基準に従い採択企業を決定する。また必要に応じてヒアリングを行う。

補助金額は事業者の提案内容に応じて設定する。

結果は令和4年7月下旬までに通知する。

10 採択後の手続き

(1) 埼玉県DX推進支援ネットワークのパートナー事業者への登録

補助事業者は埼玉県内の中小企業に親身に向き合い、デジタル技術等を活用して、身の丈にあった課題の解決策を提案・提供する埼玉県DX推進支援ネットワークのパートナ

一事業者に登録すること。

1 1 補助金の支払

補助金の支払は、補助事業者が提出する事業完了報告書の審査及び確定検査（証拠書類の検査）を実施し、補助金額を確定した上で、精算払いにより行う。なお、実績報告書と一緒に受講者名簿を提出すること。

1 2 その他

この要領に定めることのほか、補助金事務の執行に関して必要な事項は別に定める。

（附 則）

この要領は、令和4年5月30日から施行する。

別表（1）

補助対象経費

補助金交付要綱第5条にある経費。（受講費は別表2）

経費区分	No.	費目	内 容
労務費	1	労務費	<p>人員の直接作業時間に対して支払う経費（原則として本給、賞与、諸手当を含む）</p> <p>＜注意事項＞</p> <p>① 労務費の算出方法は以下のとおりとする。</p> $\text{労務費} = \text{実証労務費単価}^{(※1)} \times \text{直接作業時間}^{(※2)}$ <p>※1 労務費単価</p> $= \text{給料及び賞与等の年間支払額}^{(※1-1)} \div \text{年間総労働時間}^{(※1-2)}$ <p>※1-1 源泉徴収票の支払額とする。応募時は令和3年源泉徴収票に基づいて労務費単価を算出し、見込額を計上すること。事業終了時に令和4年源泉徴収票及び直接作業時間の実績に基づき労務費実績額を確定すること。</p> <p>※1-2 1936時間とする [(8時間/日 × 5日/週 × 52週) - (8時間/日 × 18日 [令和4年度国民の祝日及び年末年始])]</p> <p>ただし、別途契約書がある場合はそれに従う。</p> <p>※2 直接作業時間</p> <p>② 労務費単価の上限は、1時間あたり5千円、1日あたり4万円とする。</p> <p>③ 労務費は小数点以下を切り捨てとする。</p> <p>※指定の業務従事日誌に業務内容等を記載すること。</p>
事業費	2	会場費	会場を使用するのに要する経費
	3	借料	P C等の物品等の借料
	4	謝金	謝金（各種支援活動・講演会等に出席した専門家等に対する講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
	5	消耗品費	物品の購入に要する経費（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	6	備品購入費	備品の購入に要する経費（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	7	旅費	出張に係る経費
	8	広報費	広告宣伝に要する経費 (ただし、埼玉県内企業に限定した周知と認められるもの)
	9	委託費	直接実施することができない先進事例調査等を他の事業者に委託するため必要な経費
	10	その他経費	その他事前に事務局と相談し、妥当と認める経費

※ 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象外とする。

別表（2）

経費区分	No.	費目	内 容
受講費	11	受講費	埼玉県内の中小企業・小規模事業者の経営者やリーダー、企画・立案・推進等のDXの実現に向けて主導する人材の受講費

※ 消費税及び地方消費税並びに振込手数料は補助対象外とする。

(別表) 審査基準		
評価項目		評価内容
業務実績	過去の実績	過去に同種又は類似業務の実績があり、適切かつ効果的に事業を遂行する能力があると認められるか。
実施体制	適切性	提案内容に適切な人材を配置し、業務を遂行できる組織体制となっているか。 参加企業の問合せ対応体制は適切か。
提案内容	具体性・実効性	カリキュラムが、参加企業のDXを後押しする具体的かつ実効性があるものか。
	創意工夫・独自性・意欲	提案内容は、成果を上げるための創意工夫や独自性があり、事業目的を達成しようとする強い意欲があるか。
	実現可能性	実現可能かつ適切なスケジュールに示されているか。
事業収支	妥当性	事業収支計画が、提案内容に沿って、適切かつ明確に示されているか。
その他 (加点項目)	対象者の限定	県内企業のみを対象とした講座となっているか。
	入札資格	埼玉県物品調達等競争入札参加者資格審査要項に基づく入札参加者資格があるか。（指名停止の措置を受けていないこと）